

立川市児童館及び立川市学童保育所（北ブロック）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による。

立川市児童館及び立川市学童保育所（北ブロック）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

(1) 立川市幸児童館

立川市幸町 2 丁目 19 番地の 1

(2) 立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所

立川市若葉町 4 丁目 25 番地の 114

(3) 立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所

立川市一番町 6 丁目 8 番地の 37

(4) 立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所

立川市上砂町 1 丁目 13 番地の 1

(5) 立川市上砂スマイル学童保育所

立川市上砂町 2 丁目 4 番地の 12

2 法人等の名称及び主たる事務所の所在地

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

東京都豊島区東池袋 1 丁目 44 番 3 号 池袋 I S P タマビル

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで